

特定処遇改善加算とは 令和元年10月より創設

当該加算を受けるためには下記要件を満たしていることが必要です。

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ② 職場環境要件として「資質向上」、「労働環境・処遇改善」、「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ③ 賃上げ以外の処遇の取組について見える化を行っていること

楽笑福祉会における取組の見える化

介護職員特定改善加算を取得するためには上記要件が必要ですが、その中で「見える化」とは、特定処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、ホームページの活用や介護サービスの情報公表制度の活用等、外部から見える形で行うことが明確となっております。

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

区分	内容	
資質の向上		働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
	*	研修の受講やキャリアアセスメント制度と人事考課との連動
	*	小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
		キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る）
	法人の取組	受講料や研修費用を補助・法人内の各施設で連携し、採用や人事異動、研修を実施
労働環境・処遇の改善		新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入
		雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
		ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
		福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
	*	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	*	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
		事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	*	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
	法人の取組	室内を全面禁煙とし年次健康診断を実施、育児休業等取得や育児などを理由に退職した職員のリターンを推奨
その他		障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
		中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
		障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	*	非正規職員から正規職員への転換
		地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	*	職員の増員による業務負担の軽減
	法人の取組	積極的に職員を採用し、負担軽減を図り、非正規職員から正規職員への転換の推奨

事業所別の（特定）処遇改善加算取得状況

事業所名	サービス名	取得状況（令和3年4月より）
楽笑	就労継続支援A型	処遇改善加算（Ⅱ）・特定処遇改善加算（Ⅱ）
	就労継続支援B型	処遇改善加算（Ⅱ）・特定処遇改善加算（Ⅱ）
	放課後等デイサービス	処遇改善加算（Ⅱ）・特定処遇改善加算（Ⅱ）
	児童発達支援	R3年度 加算算定なし
就労継続支援B型事業所歩笑	就労継続支援B型	処遇改善加算（Ⅱ）・特定処遇改善加算（Ⅱ）
グループホームLeap	共同生活援助	処遇改善加算（Ⅱ）・特定処遇改善加算（Ⅱ）